

西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向
ADPPA Bill の概要(13・最終回) エンフォースメント・適用関係

北米 / 個人情報保護・データ保護規制ニューズレター

2022 年 11 月 25 日

執筆者:

E-mail☒ [石川 智也](#)E-mail☒ [齋藤 梓](#)E-mail☒ [河合 優子](#)E-mail☒ [大竹 祥太](#)

本連載は、米国版 GDPR と呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。最終回である第 13 回では、ADPPA の執行(Enforcement)、適用関係(Applicability)及び施行時期について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニューズレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

V 執行(エンフォースメント)

1. 概要

ADPPA は、(i)連邦取引委員会(Federal Trade Commission、FTC)(401 条)、(ii)州(具体的には各州の当局である State Attorneys General 又は State Privacy Authority)(402 条)、及び(iii)個人(403 条)による法の執行(Enforcement)を規定する。強大な権限を有する FTC に執行権限が付与されるとともに、州当局及び個人による訴訟提起の可能性が明記されていることは、米国流の厳しいエンフォースメントが予定されているといえる。

2. FTC による執行

ADPPA 違反に関する執行権限は主に FTC に付与されており、ADPPA の施行から 1 年以内に新たな行政組織(プライバシー局(Bureau of Privacy))の創設が予定されている(401 条(a))。新設されるプライバシー局は FTC による ADPPA 及びその他の法の執行を援助することを目的とする。

ADPPA の違反があった場合、FTC は民事訴訟を提起することができる。ADPPA の違反行為は、FTC 法(Federal Trade Commission Act)の「不公正・欺瞞的行為又は慣行(an unfair or deceptive act or practice)」(18 条(a)(1)(B))に該当し、FTC は、同法に基づいて、違反者に対して、損害、民事罰、返還金並びに弁護士報酬及び訴訟費用の賠償を請求することができる。民事罰の上限額は 4 万 6,517 ドル(2022 年)とされている。FTC は、プライバシー被害を被った被害者救済のためファンド(Victims Relief Fund)を設立し、当該ファンドに罰金として徴収した金銭を預託して、ADPPA 違反の被害者に分配する(401 条(c)(5))。

3. 州による執行

州の当局にも ADPPA の違反についての執行権限が付与されている(402 条)。州当局には、州司法長官及び州プライバシー当局(例えば、カリフォルニア州プライバシー保護局(California Privacy Protection Agency、CPPA))が含まれる。ADPPA は特に、CCPA に優先する ADPPA の執行について、CPPA が、CCPA を執行するのと同様の方法で ADPPA を執行することができることを明記している(404 条(b)(3))。

州当局は、当該州の住民に影響を及ぼす ADPPA 違反行為について、当該州の住民又は州の名のもとで、民事訴訟を提起することができ、違反者に対して、損害賠償、民事罰、返還金並びに弁護士報酬及び訴訟費用の賠償を請求することができる(402条(a))。但し、州当局が民事訴訟を提起する場合は、事前に FTC に対して訴状の写しを提供し、書面にて通知をしなければならない(402条(b))。通知を受けた FTC において、当該 ADPPA 違反行為について、自ら民事訴訟を提起する場合、州当局は重ねて訴訟を提起することができない(但し、連邦民事訴訟規則に従って訴訟に参加することができ、また、捜査権限等は制限されない)とされており、FTC と州当局の両者の間で権限が調整されている(402条(c)(d))。

4. 個人による執行

さらに、一定の手続制限のもとで、ADPPA の違反に関して、個人(クラスを代表する場合を含む)にも民事訴訟を提起する権限が付与されている(403条)。個人が訴訟を提起することができる違反事由としては、透明性(Transparency、202条)、同意及び異議申立ての権利(Right to consent and object、204条)といった消費者のデータの権利に関する違反、サービスプロバイダ及び第三者(Service providers and third parties)に関する規律の違反等、広範な事由がカバーされている(403条(e)(1))。

個人は、ADPPA 違反により損害を被ったとして、違反者(対象事業者又はサービスプロバイダ)に対して、損害の賠償、差止命令、確認請求並びに弁護士報酬及び訴訟費用の賠償を請求することができる(403条(a)(2))。ADPPA に、法定損害(法律自体が一定の損害額を定めるもの)や懲罰的損害賠償に関する規定は見当たらない。但し、個人による提訴権の付与については、ADPPA 施行から2年間の猶予期間が設けられることが予定されている(403条(a)(1))。

個人は、民事訴訟を提起する前に、FTC 及び当該個人が居住する州の司法長官に対して、提訴する意図があることを通知する必要がある。FTC 及び/又は州司法長官は、当該通知の受領から60日以内に当該訴訟に参加するか否か決定し、当該個人に通知をしなければならない(403条(a)(3)(A))。また、個人が、差止命令を求めて提訴又は小規模事業者(209条)に対して提訴する場合、当該対象事業者又はサービスプロバイダに対して事前に書面で違反行為について通知をする必要がある(403条(c)(1))。当該法令違反が法定の是正期間である45日以内に是正された場合は、差止命令の請求は却下される(403条(c)(2))。

個人による執行の重要な例外として、①年間収入が2,500万ドル未満であること、又は、②5万人未満の対象データを収集、処理又は移転するもので、かつ対象データの移転から得る収入が収入全体の50%未満であることのいずれかを満たす事業者に対しては、個人による提訴はできない(403条(e)(2))。

VI 適用関係

ADPPA の適用関係については、基本的に、連邦法である ADPPA が州法に優先するとして、ADPPA の内容と矛盾する州法の効力が否定されている(404条(b)(1))。但し、ADPPA に列挙された特定の州法、例えば、①ADPPA に関連しない一定の消費者保護法、②従業員・学生のプライバシー権や保護を定める法、③銀行記録、財務記録、税務記録、社会保障番号、クレジットカード、消費者及びクレジットレポーティング並びに調査に関する法、④顔認識・顔認識技術、通話の傍聴等に関する法、⑤バイオメトリック情報プライバシー法(Biometric Information Privacy Act)及び遺伝情報プライバシー法(Genetic Information Privacy Act)、⑥健康に関する情報、医療に関する情報、医療記録並びに HIV の罹患状況及び検査結果に関する州法、⑦データセキュリティのための暗号化に関する法等には優先しないことが明記されている(404条(b)(2))。

また、ADPPA は、データブリーチの際の通知義務等を定める規定を設けておらず、データブリーチの際の通知義務を規定する州法について、ADPPA は優先適用されない旨が明確化されている(404条(b)(2)(D))。したがって、現在米国の各州に存在するデータブリーチの際の通知義務については、ADPPA の成立・施行によって影響を受けず、存続することとなる。

さらに、原則として ADPPA が他の連邦法に影響を及ぼすことはないとされているほか(404条(a)(c))、ADPPA の成立によって、児童オンラインプライバシー保護法(Children's Online Privacy Protection Act、COPPA)が課している義務の内容が軽減・変更されるものではないこと等も明示されている(406条(a))。

VII 施行時期

ADPPA は、成立から 180 日後に発効するとされている(408 条)。

VIII まとめ

カリフォルニア州プライバシー保護局(CPPA)は、2022 年 8 月 15 日、CPRA 等の法律が ADPPA によって無効になってしまうことで、カリフォルニア州の住民が十分に保護されなくなってしまうという懸念等を表明して、ADPPA に反対する旨の書簡を下院議長等に宛てて送付したことを発表した。ADPPA の成立可能性については、未だ不透明な状況と言わざるを得ない。もともと、長期的な視点でシステム投資等を検討するに当たっては、米国の動向は無視することができず、また、グローバルでの対応に当たっては、将来あり得る規制の内容を踏まえたベストプラクティスを常に磨いていく必要がある。その意味でも、ADPPA の内容は参考となるところが少なくないと思われる。その他、カリフォルニア州では、現在適用されている CCPA が 2023 年 1 月 1 日に CPRA により大幅に改正されることが予定されているところ、その施行規則案が公表され、間もなく最終的な施行規則が公表される見通しである。CPRA による改正後の CCPA においては、従業員や取引先担当者に関する個人情報の取扱いについても新たに対応が必要となるほか、最終的な施行規則が公表され次第、CCPA 対応のポリシー等の見直しが急ピッチで必要となる。ADPPA の動向と合わせて、各州の州法の動きも引き続き留意が必要である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 